

自己評価表【共通評価】（保育所版）

別紙2-1

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1)	理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>		
<p>保育理念は運営法人と同一の基本理念としており「あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として 文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める」としており、入園のしおりに掲載しているのと同時に、保育室などにも掲示して、職員、保護者に伝わるようにしています。保育理念の下に保育方針が打ち出され、園の使命や方向性を読み取ることができます。基本方針は職員の行動規範となっており、保育の在り方を示しています。基本理念は入職の時点でしっかりと説明するだけでなく、日常の会議でも職員間で話し合っって周知を図っています。入園時には園のしおりに基づき保護者にはわかりやすく説明しています。</p>		

2 経営状況の把握

(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>		
<p>社会福祉事業の動向については運営法人が一括して把握しており、必要な情報はその都度園に伝えられます。これに加えて、法人傘下の3保育園を統括する理事が当園も含む地域の動向について育児支援等に参加する保護者のニーズ等を分析し、その情報についても共有する仕組みがあります。園の位置する中区や近隣の区についても利用者の動向については把握するようにしています。毎月法人に提出する月次報告では経理、財務について分析し、コスト分析も併せて実施しています。</p>		
		第三者評価結果
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>		
<p>事務部門が中心となって「リスク棚卸」を実施しています。これは、園の運営を組織・人材、設備・施設、提供サービスなどの分野に分けて、それぞれの分野でどのような問題点が生じているかの分析をするものです。この分析に基づいて改善すべき課題などが明らかにされています。これらについては法人の施設長会議・役員会で報告するとともに、職員会議などで職員にも周知しています。改善すべき課題についてはすぐに取り組みのものと、予算措置が必要となったり、長期的な視点が必要なものとに分けて取り組んでいます。</p>		

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<コメント>		
<p>運営法人として、今後10年後のあるべき姿というテーマで、傘下の事業所から担当者を集めてプロジェクトを立ち上げています。外部の専門機関にも参加してもらい、長期ビジョンを策定することを企図しています。ただし、現段階では中・長期計画は策定されていません。中・長期計画を策定し、具体的な成果や目標を設定し、さらに環境の変化に対応して毎年見直しして改定していく仕組みを作っていくことが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<コメント>		
<p>単年度計画は策定されています。ただし、中・長期計画を反映したものではありません。単年度計画では、職員確保、研修、子育て広場について具体的な目標を策定し、その内容を示しています。予算についても作成しており、中間段階で見直しています。ただし、具体的な目標が設定されていないため、中間段階での評価が出来るような仕組みにはなっていません。中・長期計画を反映した単年度計画を策定し、評価可能な指標を含んだ具体的な計画としていくことが期待されます。</p>		
(2)	事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>		
<p>事業計画については、前年度末に園長が次年度に向けて職員会議に諮り、職員から意見を聴取し策定していきます。職員には職員会議などによって事業計画を説明し理解を求めています。ただし、目標が抽象的で実施状況を評価する基準が作成されていません。半期に一度全体的に振り返りを行っていますが、評価結果に基づいて事業計画を見直すところまでは至っていません。今後は、事業計画を予め定められた時期、方法で見直す仕組みを作っていくことが期待されます。</p>		

		第三者評価結果
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	C
<コメント>		
事業計画を保護者に説明し、理解を求める仕組みは現在作られていません。今後、保護者にも説明し、保護者等が事業計画に意見を表明するなどの機会を設けていくことが期待されます。		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>		
保育の質に関しては、職員全員による自己点検・自己評価票により評価を行っています。これは保育の計画の編成と実施に関する評価、開かれた保育所作り、保育の計画の編成と実施を支える諸条件、といった大きな分野を44項目にわたって5段階評価するもので、詳細に園の運営を評価しています。この評価は毎年実施しています。また、第三者評価は定期的に実施しており、結果はホームページに公表されています。		
		第三者評価結果
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>		
職員の自己評価結果をまとめたものが総評です。ここでは自己評価結果から得られた課題が文章化されており、さらにこれはホームページで公表されています。職員はこれについては十分周知し、情報の共有化が図られており、積極的に改善に取り組んでいます。ただし、この結果に基づいて次年度への改善計画を策定するまでには至っていません。自己評価結果を基に、さらに事業評価を実施する中で次期の計画の中に改善の取り組みを明記していくことが期待されます。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1)	管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>		
園長は年度始めの職員会議の場で所信の表明をして自らの立場を説明しています。人事評価票には施設長の役割が記述されています。これについては職員も周知しています。ホームページや園だよりに、その役割と責任等について説明しています。 有事における組織及び任務分担表が作成されており、不在時の権限委任については事務員が担当する、事務員が不在の場合は副主任保育士が担当する、と明記されています。		
		第三者評価結果
【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>		
園長は遵守すべき法令等を十分理解しており、利害関係者との適切な関係を日常的に保持しており、ハラスメント防止や人権研修などの運営法人の研修に参加しています。法人研修に参加し、施設長会議等で法令改正の説明があれば、その都度職員会議の場で報告しています。 園では、職員全員が行動規範を記載したコンプライアンスカードを携帯し法令遵守の立場を明確にしています。また、人権研修担当職員がいて、園に即したテーマで人権研修を実施しています。		
(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
保育の質に関しては、園全体で取り組んでいます。月間指導計画は各年齢別に計画を立てた後に、期末に振り返りが行われています。個別指導計画についても、週案、月案と期間ごとに振り返りが行われ、課題を明示して次期の計画に反映しています。園長はこうした計画に目を通しており、問題があれば指導していきます。園長は、職員との面談で保育の質についても職員の意見を聴取しています。さらに、主任や乳児・幼児担当の副主任が現場に入って保育の質を確認しています。また園内研修を充実して、保育の質の向上に努めています。		

		第三者評価結果
【13】	I-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園長は業務全般に関して人事面、労務面、財務面の状況を把握しています。経営指標としての財務分析に関しては法人の研修に参加しています。職員の人員が不足がちの中で園長は常勤職員、非常勤職員の勤務時間を柔軟に配備し、環境整備に取り組んでいます。このような状況については職員会議などでも話し合わせ情報共有がされています。業務改善の取り組む体制はできていませんが、その準備を開始しているところです。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>福祉人材や人員体制に関しては、運営本部では保育士の確保と育成・定着、人材育成と組織強化という方針を出しています。人材確保については取り組んでいるものの、専門職の配置、活用等の人員体制については具体的な計画は作成しているとは言えません。</p> <p>人材育成に関しては新人職員からプリセプター制度があり、指導的な職員が個人的に育成していく制度を確立しています。現在は人材確保が最重点課題として位置づけられており、運営本部は様々な方法を用いて採用活動を展開しています。</p>		
		第三者評価結果
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育の理念に基づき、期待する職員像は明確にされています。人事基準については人事評価表を作成し、昇進・昇格等に関する基準が明確に定められており、職員に周知しています。評価は職員本人と園長の面談の中で実施されています。そのために、職員は自分自身の評価を知ることができます。次年度の保育園の中でのやりたいことを園長との面談の中で伝えており、その折に意見をいう中で園長は運営の課題や改善策を検討しています。法人全体では職位職階制を作成しており、職員もそれに基づき将来の方向性、姿を描くことができます。</p>		
(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の労務管理についての責任者は園長となっており、職員の有給休暇の取得や時間外労働のデータを定期的に把握しています。職員の心身の健康については、定期健康診断およびストレスチェックを実施しています。園長との年に2回面談をしているのと同時に、運営法人はハラスメント相談窓口を設置し、職員の悩みに対応しています。基本的な福利厚生制度は実施しており、そのほかに誕生日休暇を付与するなど組織の魅力を高める働きやすい職場づくりに取り組んでいます。現在、職員の補充が必ずしも十分とは言えず、ワークライフバランスに配慮した取り組みや人員体制の改善策は今後の課題と認識しています。</p>		
(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の目標管理は、個人育成シートを用意し、自分自身の目標を設定し、実行するような仕組みを作っています。個人育成シートは期初に園長との面談で作成し、より上位の職種に移行するための取り組みを明確にするものです。項目は業務、組織、人材、財務などの分野に分けて現状と課題を設定しています。期末には自己点検・自己評価で5段階でどの程度達成できたかを評価し、園長との面談で確認していく仕組みとなっています。ただし、進捗状況を中間時点で把握するための仕組みは作られていません。</p>		
		第三者評価結果
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>園として期待する職員像は明らかにされています。運営法人は職位職階制度を作っており、初級、中堅、熟練などの階層を設定しています。ただし、保育の現場ではその職階別に求められる技術や資格が必ずしも明確にはされていません。園としては職員の研修・会議等計画を作成しており、内部研修、外部研修を合わせたもので職員はそこから選択することができます。研修記録では研修内容だけでなく現場でどのように活用できるかも評価しています。これらから研修の中身を評価し、研修内容やカリキュラムの見直しも行っていきます。</p>		

		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント>		
職員は園長との面談で個人育成シートを提出しており、その面談を通して個々の職員の知識、技術水準を把握しています。新人職員に対しては先輩職員が一对一で助言や相談に対応してくれるシステムを採用し、適切なOJTが実施されるような仕組みを作っています。運営本部では職員の階層別研修を実施しており、また外部の研修についても職員への情報を提供し参加を奨励しています。職員の研修については勤務時間に配慮するなどして、できる限り研修への支援をしています。非常勤職員にも声をかけて研修に参加できるようになっています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント>		
実習生のしおりが作られていて、その中に体験学習に当たっての心得が書かれています。また、実習生が入ってきたときには受け入れのオリエンテーションが行われ、職員が受け入れに当たっての手順と心得を説明しています。実習派遣先の学校との打ち合わせを実施する中で、実習生の目的に沿ったプログラムを用意し、希望のクラスに配置させ意欲的に実習に臨めるようにしています。実習中もできる限り学校との連携を図り、実習の効果が上がるように配慮しています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>		
ホームページに基本理念、保育方針、園内の子どもの姿を掲載し保育の内容さらには自己評価結果も表示しています。運営法人の予算・決算報告などはWAMNET(独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム)で公開しています。地域への取り組みは園の入り口にポスターで掲示しており第三者評価の受審についてはインターネット上のかながわ福祉サービス第三者評価結果に掲載されています。町内会に対して園だよりを渡しており園の活動などを説明しています。		
		第三者評価結果
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
運営法人により、管理・運営方針が作成されています。その中には、園における事務、経理等に関する規程が作られていて、職員はそれに則って業務を遂行しています。園の事務的処理については法人の法人監査委員会が内部監査を実施しています。また、運営法人については外部の会計事務所が監査を実施しています。また会計事務所や依頼しているコンサルテーション事務所によって経営改善を実施しています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
事業計画で子育て広場等の地域育児支援・地域貢献を重点目標として掲げており、地域への取り組みが積極的に行われています。地域ケアプラザなどの社会的資源の事業に関しては、園だよりや玄関ホールなどに掲示して保護者に伝えていきます。散歩に行く時に利用する遊歩道に花を植えるなどの地域貢献活動に積極的に取り組んでおり、職員もボランティアとして参加しています。園庭開放や子育て広場などの事業を通じて地域の子どもの交流の機会が日常的にあります。「のんびりんこ」という中区の地域子育て支援拠点の事業を保護者に積極的に紹介しています。		
		第三者評価結果
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>		
ボランティアについては受け入れマニュアルがあり、積極的に受け入れています。特に区内の中学校とは毎年、職業体験として数人受け入れています。ボランティア受け入れマニュアルの登録手続きに基づいて園長が実習生にオリエンテーションを行っています。オリエンテーションの中でボランティアと子どもとの交流を図る視点で、例えば子供を呼び捨てにしないとか清潔にしておくことなど説明や教育を実施しています。区内の中学校とは積極的に交流し、学校教育への協力を行っています。また、横浜市青少年相談センターからボランティアを受け入れています。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 横浜市中部地域療育センター、横浜市中央児童相談所、中区こども家庭支援課、医療機関等の関連機関のリストは作成されており、職員会議でどんな問題が生じた時にどの関係機関につなげていくべきかなどを話し合っています。地域療育センターとは年に3回の巡回時に相談したり指導を受けたりしています。課題がある家庭に関しては児童相談所が中心となって区役所の生活保護課、障害年金課を始め様々な関係機関、関係者が集まってケース会議を開いて問題に対処することもあります。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 地域に対しては園庭開放、子育て広場での交流、育児相談、地域子育て支援会議など多種多様な取り組みを行っています。子育て広場の交流では子育ての講座、節分の豆まき、打楽器コンサート、運動会などの活動で地域住民に来てもらうなどの交流活動を行っています。毎月、保育園だよりや子どもの作品を町内会や老人ホームに届けたり、反対に老人ホームの行事にも参加して年長児と高齢者との交流を図ったりしています。地域貢献として隣接の公園清掃を月に1回行うなど、多彩な活動の中から地域のニーズ、生活課題を把握しています。		
		第三者評価結果
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 地域貢献活動としては地域の清掃、遊歩道、公園の清掃を行っています。園庭開放などで地域の保護者のニーズに基づいて育児相談を実施しています。また、区民祭りなどのイベントでは保育園ブースを他の保育園と協働してパネルを貼るなどしてハロー相談コーナーを設けています。園の所属する新山下二丁目自治会と町内会の祭りの手伝いなどで活発に交流しています。防災協定も結び、災害時の避難場所を確保するほか、災害備蓄品としてミルクの在庫を活用してもらうことを企画しています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 基本理念に人権尊重を掲げ、職員会議で唱和し常に意識できるようにしています。年1回、人権研修担当職員がテーマを決めて園内研修を実施し、研修後には感想文を提出して振り返りを行っています。日常の保育の中でも、具体的な場面を取り上げて確認しています。皆と一緒に活動できない子どもの気持ちを他の子どもたちに理解できるように伝えたり、老人施設との交流前には年齢にあわせてお年寄りについて説明するなど、子どもがお互いを尊重できるように働きかけています。宗教食を準備するなど価値観や文化の違いにも対応しています。保護者に対しては、年度始めの懇談会で具体的に分かりやすく説明しています。		
		第三者評価結果
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> プライバシー保護について行動規範に明記するとともに、マニュアルにも具体的な場面における子どもへの関わりについて記載されています。職員会議で話し合い、乳児のオムツ替えの際には一声かけてから替えるなど、共通認識を図っています。2・3歳児トイレには仕切り、4・5歳児トイレは個室とし、5歳児の水着への着替えの際には衝立を立てるなどの子どもの羞恥心への配慮をしています。なお、観察時の着替えの場面などでさらなる配慮が必要かと思われる場面も見られましたので、今後の取り組みが期待されます。パンフレットやブログ等の写真利用については、入園時に「肖像権の利用の同意書」を用いて保護者の意向を確認し、それに従い対応しています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価結果
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> パンフレット、ホームページで理念や方針、保育内容などの園の情報を提供しています。パンフレットを中区役所に置くとともに、横浜市のホームページや福祉医療機構の「ここdeサーチ」に園の情報を提供しています。また、中区の「すくすくモバイル」に子育て支援の情報を掲載しています。パンフレットは写真を多用し、見やすく園の雰囲気が伝わるものとなっています。 利用希望者等の問い合わせには随時対応し、見学は、園長がパンフレットを用いて説明し、園内を案内しています。今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、日時、人数を限定して対応しています。		

		第三者評価結果
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		
<p>入園時には、入所説明会で園のしおり（兼重要事項説明書）を用いて理念や方針、重要事項、保育内容、注意事項などについて説明し、保護者の質問に答え、同意書に署名してもらっています。写真などを多用したパワーポイントを用いて分かりやすく説明しています。外国籍の保護者には系列園の通訳ボランティアを手配するなど、個々の保護者の状況に合わせて個別に対応しています。幼児保育料無償化に伴う副食費徴収などの変更があった場合には、保護者に文書を配付して説明し、混乱がないように窓口は事務所に一本化しています。</p>		
		第三者評価結果
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>		
<p>転園にあたっての引継ぎ文書などは作成していませんが、保護者から依頼があれば担任が引継ぎをしたり、転園後の保育園からの問い合わせに対応するなどしています。転園児に対しては、前の園の習慣を尊重しつつ、少しずつ園の生活に慣れるように支援しています。卒園生にはいつでも遊びに来てと声をかけ、入学後に遊びに来たり、ランドセルを見せに来る子どももいます。園行事では卒園生参加のプログラムを用意しています。また、卒園生の保護者の相談にも応じています。</p>		
(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>保育士は、子どもが生き生きのびのびと生活できているかを常に振り返り、子どもの満足度を把握しています。4・5歳児クラスでは行事後にプログラムを見ながら子どもと一緒に振り返りをし、子どもから直接感想を聞いています。保護者には、運動会等の行事後のアンケートや年度末の自己評価アンケートを実施しています。クラス懇談会や個人面談などでも保護者の意見を聞いています。保護者からの意見は職員会議で検討し、改善しています。今年度はコロナ禍で運動会を幼児だけで行いましたが、行事後のアンケート結果を受けてお楽しみ会を5回に分けて保護者1名が参加して行うことで乳児の保護者も見学できるように見直したなど、保護者の意見に迅速に対応しています。</p>		
(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>		
<p>苦情受付窓口担当者は事務、苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を設置しています。苦情等の受け付け窓口を園のしおりに掲載するとともに、玄関にも掲示し、保護者に周知しています。玄関に意見箱を設置し、行事後には保護者アンケートを実施しています。苦情の内容と対応、検討内容、回答内容は「苦情記入カード」に記録してファイルされています。苦情内容とその対応は、個別の内容は個人に、全体的なものは園だよりや掲示で保護者にフィードバックしていません。アンケート結果は集約し、園だよりで公表しています。</p>		
		第三者評価結果
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>		
<p>第三者委員2名の連絡先を掲示と園のしおりで周知し、保護者が直接意見を申し立てることができるようにしています。外部の相談窓口として、横浜市福祉調整委員会のポスターを玄関に掲示し、保護者に紹介しています。送迎時の保護者との会話のほか、連絡帳（乳児）、意見箱、行事後のアンケートなど、保護者が意見を述べられるように様々な方法を用意しています。保護者からの相談には、プライバシーに配慮して相談室を用い、落ち着いて相談できるようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>		
<p>マニュアル「苦情受付から解決までの流れ」があり、職員・保護者に周知しています。マニュアルは、園長が定期的に見直しをしています。送迎時には、保育士を始めとして全職員が保護者に声をかけてコミュニケーションを取り、保護者の意見や要望を丁寧に聞き取っています。連絡帳の記載からも把握しています。内容によっては、個人面談を設定し、保護者の相談にのっています。日常会話の中で把握した保護者の意見とその対応は保育日誌に記録し、職員間で共有しています。保護者と密にコミュニケーションを取り苦情になる前に意見を吸い上げて対応することで、保護者との信頼関係が構築できるよう努めています。</p>		

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>		
<p>リスクマネジメントの責任者は園長で、事故防止マニュアルを整備し、いつでも確認できるよう各保育室に置いています。毎年救命救急講習を実施するほか、プールの開始時に事故事例を回覧したり、子どもの様子にあわせて散歩コースを見直すなどしています。毎月安全チェックリストを用いての点検に加え、年1回、設備危険箇所の洗い出しをし、環境を整えています。事故は全て報告書に記載し、要因分析しています。ただし、小さな事故とヒヤリハットの区別が明確でなく、ヒヤリハットの収集、分析も行っておりません。今後はヒヤリハットも収集し、集計・分析していくことが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>感染症対策の責任者は園長で、感染症対応マニュアルを整備しています。マニュアルは毎年見直すほか、新しい情報を得た場合などにはその都度見直しをしています。運営法人の他施設の看護師による感染症の園内研修を実施し、職員に周知しています。保護者に対しては入所説明会で園の対応や登園停止基準について説明しています。保育中に感染症が発症した場合には、速やかに保護者に連絡し事務室でお迎えを待っています。保護者には、掲示やお便りでも知らせています。新型コロナウイルスについては、新しい情報が出る度に運営法人で対策を検討し、それを基に園としての対応を見直し、保護者に情報提供しています。</p>		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>		
<p>災害時の対応体制、震災対策計画、避難訓練計画等をまとめた防災ハンドブックがあり、園内各所に設置していつでも確認できるようにしています。毎月、火事や地震等を想定した避難訓練を実施して、津波想定訓練や引き取り訓練、非常食の試食体験もしています。職員参集計画を作成し、連絡網を整えています。保護者には掲示や電話、災害伝言ダイヤルを用いています。備蓄計画に基づき、事務と給食室で備蓄の管理をしています。自治会とは津波時には近隣マンションに避難する協定を取り交わし、訓練もしています。災害用のミルク缶を地域に提供する準備もしています。なお、今後に備え検討中のメール配信の早期の導入が期待されます。</p>		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>		
<p>「園内での約束事」というマニュアルがあり、室内での保育の在り方、戸外での園庭などでの遊び方などが示されています。これらのマニュアルに加えて、子どもの人権やプライバシーへの配慮について園内研修で職員にその意識を徹底しています。保育内容については、月案の振り返りを行う中で確認しています。「園内での約束事」などのマニュアル類は子どもの姿に合わせて年1回職員全員で見直しをしています。また保育が画一的になっていないか、子どもに沿った保育が出来ているかは振り返りの時に常にチェックしています。</p>		
		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
<p>標準的な実施方法は、全体的計画と連動しており、お互いに補完し合っています。年度末には職員全員で見直しています。年度末に年度の保育内容を振り返って全体的計画を見直し、次年度の計画に反映させています。このときには職員の意見や職員間での議論を行いその結果を反映しています。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント>		
<p>指導計画は各年齢ごとに年間、月間指導計画が作成されており、最終責任者は園長となっています。各期の終了時にはその期の振り返りを行っており、次期の計画が作成されています。指導計画は全体的な計画に基づいて作成されており、日々の登降園の時や家庭との連絡ノートや日常的なコミュニケーションの中で保護者の意向を把握し、個別指導計画に反映していきます。また配慮を要したり、障がいのある子どもについて、必要な時には横浜市中部地域療育センターなど外部の職員の指導や相談の下に指導計画を見直しています。</p>		

		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>		
<p>乳児や配慮を要する子どもについては、個別指導計画を作成しており、月単位で振り返りを実施し、保護者等の要望や意見を参考にして課題を整理して次期の計画を作成しています。クラスごとの月間指導計画は職員会議、カリキュラム会議、担当クラス保育士が行うクラス会議で振り返りを行っています。年間の指導計画については、年度末に実施している職員の自己評価を参考にして次期への課題を明らかにしていきます。指導計画ごとにその見直しの方法が定まっていて、評価した結果を次期の指導計画に生かしています。</p>		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		
<p>それぞれの子どもについて入園児記録票が作成されており、入園後は児童票の経過記録に各年齢児の状況が記載されていきます。身体の発達状況は児童健康台帳、乳児期には個別指導計画が作成されており、指導計画に基づいて保育が実施されていることを確認できます。これらの記録はフォーマットが決まっています。記入者による差異が出ないようにしています。記録は個別のファイルに保存され、鍵のかかるロッカーに保管されています。個別の指導計画は毎月のカンファレンスで保育士間で共有されています。</p>		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント>		
<p>個人情報に関する保護規程が作成されており、子どもの個人情報は守られています。書類や記録は定められた保存年数にしたがって管理されており、期間が過ぎたものに関しては裁断して適切に処理しています。記録管理の責任者は園長となっています。個人情報保護に関しては、職員の入職時に研修が行われ職員はこれを遵守しています。個人情報の取り扱いについては口頭で保護者に説明し、理解してもらっています。しかし、今後は入園のしおり、重要事項説明書等に書類として提示していくことが期待されます。</p>		

【内容評価】

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画は基本理念、保育方針、保育目標に基づき、子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮して作成しています。全体的な計画の「基本的社会責任」欄には、人権尊重（児童福祉法）を明記しています。年齢ごと、期ごとに望ましい姿が目標として明示されていて、子どもの発達過程を踏まえた6年間を見ずえた内容となっています。</p> <p>全体的な計画は毎年、職員会議で話し合い、見直しています。クラスで皆の意見を吸い上げて職員会議で話し合うことで全職員の意見が反映されるようになっていて、会議は非常勤職員も参加できるように平日の午睡時間に行っています。全体的な計画を各保育室のマニュアル集に綴じ込むとともに、安全施設整備の基本的な考え方、園内の約束事、保育の共通理解などの具体的なマニュアルを全体的な計画に基づき作成しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>		
<p>保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、加湿機能付空気清浄機を用いて、温湿度の管理をしています。0・1歳児保育室には床暖房の設備があります。保育室は窓が大きく、陽光を十分に取り入れることができます。0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児は一つの保育室を棚などで仕切って用いて音が通りやすい構造ですが、隣のクラスが静かな活動をする時には、園庭やテラス、ホールを用いるなど担任同士で声を掛け合って調整しています。</p> <p>掃除マニュアルに基づき、毎日清掃をしていて、トイレも清潔に保たれています。</p> <p>子どもの状況に応じて仕切りやテーブルを用いてコーナーを設置したり、廊下やテラス、ホールを用いるなどし、子どもが落ち着いて過ごせるように工夫しています。階段の下には子どもが潜り込めるようなスペースもあります。食事後には清掃をしてから午睡の準備をするなど、目的に応じた心地良い生活空間を確保するようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>		
<p>保育士は、子どもの発達過程や家庭の状況を把握し、個々に合わせた見守りや声掛け、関わり方をしています。人権研修で子どもへの声掛けや声の大きさなどについて学び合い、職員会議では、食事の際の声かけなど、具体的な事例をあげて話し合っています。</p> <p>園内・園外の施設点検の結果を受けて、職員間で「何がいけないか」について共通理解して子どもへの説明方法を統一し、保育の場面で子どもを制することがないように努めています。また、絵カードやマークを用いるなど子どもが理解しやすいような環境設定の工夫をしています。</p> <p>保育士は、コミュニケーションを多く取って子どもの気持ちを受けとめ、子どもが自分らしさを発揮できるように支援しています。自分の気持ちを表現することが苦手な子どもについては、寄り添って子どもの気持ちを代弁し、友だちとの関係の仲立ちをしています。保育士の見守りのもと、子どもたちは素直に自分の気持ちを言葉や態度で表現しています。</p>		
		第三者評価結果
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>		
<p>園は、子どもの状況や家庭での様子を考慮しながら、一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身に付くように支援しています。子どもが着脱に挑戦しやすいように場所を広く取るなど、子どもの動線や発達段階を踏まえて生活しやすいような保育室の環境設定を工夫しています。</p> <p>離乳食は、子どもの咀嚼の状況を見ながら家庭と相談し、チェックリストを用いて食材を家庭で試してもらってから、進めています。トイレトレーニングは、1歳でトイレにすわってみることから始め、子どもの発達を見ながら保護者と相談して始めています。夜眠れなくなる子どもは午睡を早く起こす、午前に眠くなる子どもや夕方眠くなる子どもは少し横になる時間を作るなど、個々の生活リズムも尊重しています。手洗いは蛇口のひねり方、石けんの付け方、泡の流し方と少しずつ進めていくなど、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣が無理なく身に付くように支援しています。</p>		

		第三者評価結果
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊にする保育を展開している。	a
<コメント>		
<p>保育室には、年齢や発達に応じたおもちゃや教材が子どもの手の届く所が置かれていて、子どもが自由に選んで遊ぶことができます。節分で子どもが大豆に興味を持ったことをきっかけにして味噌造りを始めるなど、子どもの発想や関心を保育に生かしています。</p> <p>今年度はコロナ禍で夏祭りができなくなりましたが、5歳児が中心になってお弁当屋、電気店などのお店屋さんごっこをする「おまつりウィーク」を楽しみました。晴れていれば毎日、園庭や近隣の散歩に出かけ、リレーやかけっこ、縄跳び、ドッジボールなどで身体をたくさん動かし、友だちとどろんこ遊びやごっこ遊びを楽しんでいます。近隣には大小の公園が複数あり季節の自然に触れることができます。園で野菜や花を育て、収穫して食べる経験もしています。リズムやマット、巧技台など、室内でも身体を動かしています。例年は、老人施設と交流したり、地域住民を先生に迎えてのお茶会や自治会主催の交通安全教室など、地域との交流の機会が多くあります。</p>		
		第三者評価結果
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>0歳児保育室は明るく広々として、季節感のある装飾が天井からつるされていて、温かみのある雰囲気を作り出しています。食事と午睡のスペース、畳の部屋と機能別の空間も確保されていて、子どもが生活しやすい動線が工夫されています。砂場や遊具が設置された乳児専用の園庭があり、安全に探索活動をすることができます。保育士間で連携し、朝おやつ準備をしてから自由遊びをやめる、給食の準備ができるまでホールで身体を動かして遊ぶなど、子どもを待たせることがないように工夫しています。また、早く目覚めた子どもは、隣の明るいホールで遊ぶなど、連携して個々の子どもの生活リズムに合わせた対応をしています。</p> <p>保育士は一人ひとりの子どもの様子を見守り、子どもの関心や興味があることを一つずつ言葉で確かめ、子どもとコミュニケーションを取っています。保育士に気持ちを優しく受けとめてもらい、子どもたちは素直に自分の思いを全身で表現して保育士に甘えていて、信頼関係が構築されています。</p>		
		第三者評価結果
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>子ども一人ひとりの発達状況を把握し、職員間で共通認識を図り、適切に援助できるようにしています。保育士は子どもの自分で「やりたい」という気持ちを大切に見守り、やり方をアドバイスしたり、手助けしたりしています。自分できた時にはたくさん褒め、子どもが満足感や自信を感じられるようにしています。</p> <p>保育室や園庭は、おもちゃや教材が子どもの視線に合わせて置かれていて、子どもが自分で好きな遊びを見つけて遊びを広げられるように環境設定されています。観察時の園庭遊びでも、砂をお米、スプーン、ケーキの素、ジュースなどに見立てて、様々なものを作っている様子を見ることができました。</p> <p>保育士は子どもの同士の関係性を把握し、おもちゃの数を増やしたり、コーナー設定をするなど、トラブルが起こらないような環境設定をしたり、自分達で解決できるように見守ったりしています。園庭遊びでは異年齢で自然に関わることができます。例年は、園庭開放や交流保育に訪れた地域の親子とも交流しています。</p>		
		第三者評価結果
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>3歳児は、一人ひとりにあった遊びやごっこ遊びができる環境を整え、友だちと一緒に遊ぶ中で子どもが自分の気持ちを言葉や表情で伝えられるように支援しています。4歳児は友だちと一緒に遊ぶ中で言葉により伝え合い、お互いの気持ちが理解できるように支援しています。5歳児は、「チャレンジ表」を取り入れ、縄跳びやこま回しなど、友だちと励まし合ったり、競い合ったりして、目標に向かって取り組んでいます。また、皆で話し合って行事の内容を決めて、友だちと協力して取り組み、行事後には一人ずつ感想を発表するなどしています。竹馬や雑巾掛けなど5歳児独自の取り組みが多数あり、5歳児の姿は4歳児のあこがれとなっています。観察時にも、雑巾がけの引継ぎで5歳児とペアになって教わったり、園庭の自由遊びで竹馬に挑戦したりする姿を見ることができました。保護者には、ホワイトボードや写真入りの速報で子どもの園での姿を伝えています。</p>		

		第三者評価結果
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園は、法人理念に則り、障がいなど様々な課題のある子どもを積極的に受け入れています。1階は段差のないバリアフリー設計となっていて、身障者用トイレや点字ブロックの設備があります。エレベーターはありませんが、肢体不自由の子どもが入所した時には抱っこやおんぶで対応しています。障がいのある子どもには、個々の状況に応じた個別指導計画を作成しています。クラスは複数担任となっていて、必要に応じて個別に対応し、他の子どもたちと一緒に生活できるように支援しています。</p> <p>子どもたちは障がいのある子どもをクラスの仲間として自然に受け入れていて、保育観察時にも障がいのある子どもの意見を聞いて子ども同士で並び順を調整する様子を見ることができました。</p> <p>保護者とは個別面談等で情報交換し、園と家庭とで一致した対応ができるようにしています。保護者の同意を得て、横浜中部地域療育センターと連携し、巡回相談や訪問支援を受けています。保護者に対しては、園のしおりに統合保育についての考え方を明記し、入園説明会で説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>指導計画の「長時間に渡る保育」に年齢ごとに配慮する事項を記載し、安心・安全な環境を整えるようにしています。18時過ぎからは0～2歳児、3～5歳児が合同で室内で過ごしています。コーナー作りをしたり、子どもが好きなおもちゃを用意して好きな遊びをゆっくり楽しめるようにするなどしていますが、落ち着かなくなることもあり課題となっています。環境構成を見直したり、長時間だけの遊びを工夫するなど、さらなる取り組みが期待されます。19時までの場合には補食、19時を過ぎる場合には夕食を提供しています。伝達ボードを用いるとともに、口頭でも引継ぎをし、確実に保護者に伝わるように配慮しています。</p>		
		第三者評価結果
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携を記載し、近隣の2つの小学校と交流の機会を多く設けています。例年は、幼保小連携事業の取り組みとして、小学校に遊びに行ったり、近隣保育園と交流したりしています。中区の全保育園が参加する中区駅伝大会の後には、就学先の小学校に分かれて交流する機会があります。1月からは午睡をせず、鉛筆の持ち方や正しい姿勢で椅子に座るなど、就学に向けた取り組みをしています。また、担任以外の保育士が、交替で保育にあたり色々な保育士と触れられるようにしています。保護者に対しては、12月の懇談会で就学に向けての取り組みを伝えていて、今年度もお楽しみ会の後に行いました。保育所児童保育要録を小学校に送付し、子どもの様子を伝えていきます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>マニュアル「健康管理について」に基づき、子どもの健康状態を把握しています。個人持ちの「健康管理表」を作り、休日も含む毎日家庭で検温してもらい、体調の変化にすぐに気がつけるようにしています。保育中に体調が変化した場合には、保護者に連絡を入れお迎えが来るまで事務室で静かに過ごすようにしています。子どものケガは小さなケガであっても送迎時や電話で保護者に伝えていきます。保健年間計画を作成し、うがいや手洗いなどの子どもへの保健指導をしています。入園時に既往症や予防注射などの情報を健康台帳に保護者に記載してもらい、その後の情報は、毎年保護者に返却し、追記してもらっています。毎月保健便りを発行するとともに、新しい情報を得た時には園内に掲示し、保護者に情報提供しています。</p> <p>乳幼児突然死症候群（SIDS）については、うつ伏せ寝を避け、満1歳までは5分おき、2歳までは10分おきに呼吸チェックして記録しています。保護者には取り組みは説明しているものの、SIDSについての説明はしていないので、今後の取り組みが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>年2回の健康診断と歯科健診、年1回の尿検査（3・4・5歳児）と視聴覚検診（3歳児）、毎月の身長・体重測定を実施しています。健康診断と身長・体重測定等の結果は健康台帳に歯科健診の結果は歯科健康診査票に記録しています。保護者に対しては、個別の用紙を用いて結果を知らせています。0歳児の年明けから食後の歯磨きを行っています。今年度は歯ブラシの取り扱いについて職員会議で話し合い、保護者からの意見を受けて毎日家庭に持ち帰ってもらうことにしました。</p>		

		第三者評価結果
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>		
アレルギー対応マニュアルがあり、職員間で共有しています。アレルギーがある子どもに対しては、医師記載の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者記載の「緊急時対応覚書」を提出してもらい、それに基づき入園時の個別面談で保護者、栄養士、園で話し合い、必要な対応をしています。毎月「アレルギー献立チェック表」を作成し、栄養士と担任が確認した上で保護者に確認してもらいサインをもらっています。提供時には別トレイ、名札を用いて食器に名前を書いたラップをかけ布巾も別にしてあります。受け渡し時、提供時には栄養士、保育士間で声を掛け合い、確認しています。席も別にし、保育士がそばについて誤食を防いでいます。アレルギー児およびNG食材の一覧表、土曜日登園児のリストを配膳室に掲示し、いつでも確認できるようにしています。保護者に対しては、入園のしおりに掲載して、入園説明会で説明しています。		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>		
全体的な計画に基づき食育年間計画を作成し、子どもが食事のおいしさや楽しさを味わい、食事の仕方を身に付けられるようにしています。子どもたちは皆でテーブルを囲み、楽しく食事をしています。4・5歳児は、箱椅子をテーブルとして用い、正座して食べています。コロナ禍のため、箱椅子を並べて食べるなどの配慮もしています。保育士は、子どもに「おいしいね」「スプーンの使い方が上手」などと声をかけ、すくいやすいように隅に寄せたり、手助けをしたりしています。子どもが苦手な食材については、卒園までに食べられるようになることを目標にし、無理して食べさせることはしていません。園庭やテラスで野菜を育てて収穫して食べたり、味噌造りや野菜の種取りや皮むきなどの下準備をするなどの食育活動をしています。また、食材クイズや平仮名のメニューを当番が読み上げるなどしています。保護者に対しては、献立表や給食便り、サンプル展示などで情報提供しています。例年は、保育参加時に給食の試食をすることができます。		
		第三者評価結果
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>		
給食は外部に委託していますが、毎月、主任、クラス担任、フリー、給食職員が参加して給食会議を開催し、クラスごとの喫食状況を伝え、メニューや調理に反映しています。保育日誌および昼残食記入表に子どもの喫食状況と残食を記載するとともに、給食職員が子どもが食べている様子を見て回り、子どもの声を聞いています。行事の時には、一緒に食事することもあります。季節の食材を用いた献立となっていて、季節の行事食や誕生日会メニュー、郷土料理、世界の様々な料理なども取り入れています。給食室の衛生管理はマニュアルに基づき、適切に行われています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>		
0・1・2歳児は複写式の連絡帳を用い、3・4・5歳児はホワイトボードでその日のクラスの様子を保護者に伝えるとともに、送迎時には保護者と会話をし、園での子どもの様子を伝えていきます。毎月、園便り、クラス便りを発行するほか、行事後などには「速報」としてその日のうちに玄関に掲示し、保護者がイメージしやすいよう写真付きで伝えています。例年は年2回の懇談会と保育参加を実施し、保育参加後には個人面談を行っています。 今年度はコロナ禍のため行事の開催が難しくなっていますが、今できることを工夫して実践しています。お泊まり保育の代わりに15時から20時まで行う、お楽しみ会は5回に分けて保護者を1名に限定して行う、クラス懇談会を2回に分けて行うなどの工夫をしています。園の考え方や行事の取り組みを積極的に発信することで保護者の理解が深まっていて、今回のアンケートにも評価する声が多数寄せられています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>		
送迎時には、保育士は保護者とコミュニケーションを取るよう努め、子どもの様子について情報交換するとともに、保護者の相談にのっています。連絡帳に気になる記載があった時には、必ず保護者に声をかけて会話をしています。必要に応じて個人面談を実施しています。相談を受けた保育士は、主任、副主任に報告し、助言を受けています。相談内容は記録し、継続的な支援につなげています。クラス懇談会では、年齢ごとの子どもの発達の様子を説明し、子ども同士のトラブルとその対応、園の考え方を保護者に伝えています。		

		第三者評価結果
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>		
<p>職員は、朝夕の送迎時には保護者と子どもの様子を見守るとともに、子どもの身体や食事時の様子を観察し、家庭での養育の状況を把握しています。気になる事例があった時には記録に残すとともに、主任、副主任に報告しています。必要に応じて職員会議で報告し、園職員で見守る体制を築いています。</p> <p>虐待を発見した場合や、虐待が疑われる場合、見守りが必要な場合には、中区こども家庭支援課や横浜市中心児童相談所と連携する体制があります。虐待のチェック方法等の園内研修を実施するほか、外部研修に参加した職員が職員会議で報告するなどしています。横浜市の「こども虐待防止ハンドブック」をマニュアルとして用いていますが、全職員による読み合わせなどは今後の課題となっています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>		
<p>指導計画や日誌、行事計画などには自己評価の欄が設けられていて、自己の保育を常に振り返りができるようになっています。振り返りで明らかになった課題はクラスや職員会議で報告し、改善に向けて話し合っています。話し合いの時間を多く取り協議・検討を重ねる中で、職員の改善に向けての意識が高まっています。また、職員間のコミュニケーションが深まり、クラスを超えて声を掛け合い連携する風通しの良い風土が育っています。年度末には、個々の職員の自己評価を基にクラスやフリーで話し合い、園としての自己評価を作成しています。</p>		